

証券コード 4644
平成 28 年 6 月 24 日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目 7 番 1 号
イマジニア株式会社
代表取締役社長兼 COO 澄 岡 和 憲

第 39 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第 39 回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議がされましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第 39 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 39 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号 議 案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款変更の内容は、後述のとおりです。

第 2 号 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に神藏孝之、澄岡和憲、笹岡繁博及び小宮山宏の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 3 号 議 案

監査等委員である取締役 3 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に荒竹純一、田中最代治及び大上二三雄の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 4 号 議 案

補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に中根昌幸氏が選任されました。

第 5 号 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額 300 百万円以内と定めることと承認可決されました。

第 6 号 議 案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役の報酬額を年額 50 百万円以内と定めることと承認可決されました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第 39 期期末配当は、招集ご通知と共にお送りさせていただきました「配当金計算書」をご確認のうえ「期末配当金領収証」により、払渡期間内（平成 28 年 6 月 8 日より平成 28 年 7 月 11 日まで）にゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局でお受け取りください。

なお、「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができますので確定申告をなされる株主様は、大切に保管してください。

以 上

<ご参考>

定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

変更前	変更後
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (記載省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から</p>

変更前	変更後
<p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (記載省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (記載省略) (新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 (記載省略) 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)</p>	<p>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員会の権限)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行に必要な権限を行使する。</u></p>

変更前	変更後
(新設)	(常勤の監査等委員)
	<u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	<u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規程)
	<u>第 32 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<u>(員数)</u>	(削除)
<u>第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</u>	
<u>(選任方法)</u>	(削除)
<u>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	
<u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	(削除)
<u>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
<u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<u>第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
<u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前まで</u>	

変更前	変更後
<p><u>に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会規程) 第 33 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) 第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任限定契約) 第 35 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>第 36 条～第 39 条 (記載省略) (新設)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 平成 28 年 6 月開催の第 39 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生日以前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会決議による変更前の定款第 35 条に定めるところによる。</u></p>